

2 副都心編

(1) 対象エリア

本計画における副都心の対象エリアは、副都心に必要な都市機能を集積すべき区域として、遠州鉄道浜北駅と小松駅の徒歩圏において、現在の商業系用途地域又は複合系住居地域を基本に、土地利用の連続性などを考慮した図5-3の範囲を想定します。

なお、当該エリアは、おおむね浜松市立地適正化計画の「市域サービス型都市機能誘導区域」に相当します。

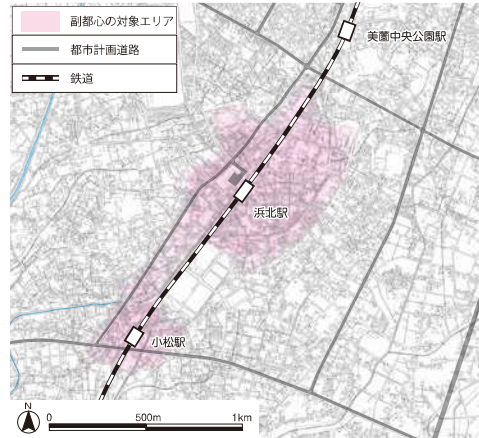


図 5-3 副都心の対象エリア

(2) 役割と課題

副都心には、広大な市域を有する本市にあって、市北部地域の市民を対象として都心まで出向くことなく都市的サービスを提供できるよう、多様な都市機能を集積し、都心を補完する役割があります。しかし、市街地外への都市機能と居住の無秩序な拡散や、道路などの都市基盤の整備の遅れのため、副都心への都市機能の集積が十分に進んでいない状況です。

こうした状況に対応し、コンパクトな都市づくりの実現や副都心としてふさわしい拠点の形成のためには、副都心への多様な都市機能の集積と交流の場としての魅力の向上に戦略的に取り組むことが求められています。

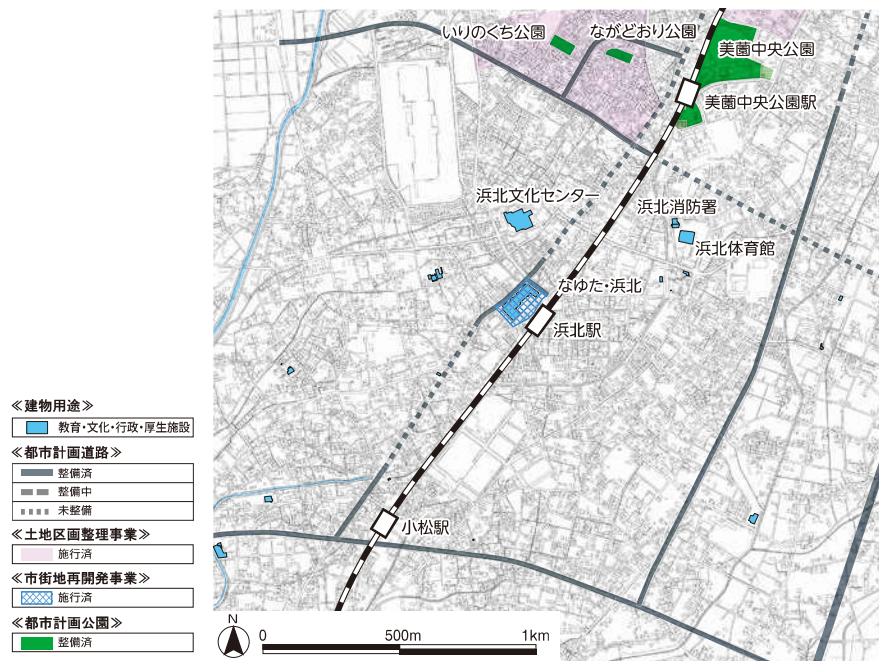


図 5-4 副都心の都市基盤の状況と主要な都市機能増進施設の配置図

(3) 都市づくりの基本方向

① 多様な高次都市機能の集積と連携強化による賑わいと活力ある都心づくり

- コンパクトで持続可能な都市の実現に向けて、広大な市域において都心を補完する中心性・求心性が高まるよう、多様な都市機能を集積するとともに、公共施設の整備などの優先化やスマートシティへの取組を推進します。
- アクセスしやすい鉄道駅前に都市機能を集積するとともに、都心や各拠点との相互連携を強化することにより、副都心の賑わいと活力を創出します。
- 多様な都市機能の集積を主とした居住の促進と良好な都市環境の形成を、地区特性に応じて多様な主体の協働により推進します。
- 副都心へのアクセスや副都心から都心や各拠点へ快適に移動できる公共交通を主体とした交通体系の構築と人中心のゆとりある空間形成を土地利用と一体的に実施することにより、歩いて暮らせる都市空間を創出します。

② 市北部地域の顔としての魅力的な景観形成と交流活性化による副都心づくり

- ヒト・モノ・カネ・情報の交流を活性化させ、新たな価値や産業の創出につながるよう、都市型産業の集積とその連携を強化します。
- 副都心が有する歴史・文化資源を活かし、市北部地域の顔としてふさわしい賑わいが感じられる魅力的な景観を形成します。

③ みどりによる魅力ある空間創出と環境負荷の小さな副都心づくり

- みどりの拠点や交流の場をみどりで一体的につなぐことにより、美しさと潤いを醸し出す空間を創出します。
- スマートコミュニティの構築によるエネルギー利用の効率化により、環境負荷の小さな副都心づくりを推進します。

④ 安全・安心な災害に強い副都心づくり

- 地震災害、風水害などのあらゆる災害に対して、事前の防災・減災対策による被害の最小化や、ライフラインの強化などによる災害時の都市機能の確保を図り、災害に強い副都心づくりを推進します。

(4) 分野別の方針

■土地利用

方針1 多様な都市機能の集積と居住促進に向けた土地利用

- 市北部地域の市民を対象とした都心を補完する都市的サービスを提供できるよう、副都心にふさわしい多様な都市機能を集積します。また、その都市機能の集積を主としつつ、都市機能や鉄道駅からの近接性を活かした居住を地区特性に応じて促進します。



- このため、都市機能の適正な用途配置と密度構成の観点から用途地域を設定するとともに、高度利用地区などの容積率緩和制度を活用した土地の高度利用、都市機能増進施設の立地誘導により、地区特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進します。
- 遠州鉄道浜北駅前と小松駅前では、商業・業務、文化、行政など多様な都市機能が集積するよう、高密度の商業・業務地を配置します。また、居住については、多様な都市機能増進施設が適切に共存した中高層住宅を誘導します。
- 商業・業務地周辺では、都市機能と居住が適切に共存した中密度の住宅地を配置します。
- 多様な都市機能の集積や良好な都市環境の形成を図るため、市街地再開発事業を促進するとともに、必要に応じて土地区画整理事業を推進するなど、都市基盤整備と一体となった低未利用土地の有効活用・高度利用を誘導します。
- 市北部地域の市民が利用する庁舎、文化施設などの再編・再配置による新たな施設立地については、拠点ネットワーク型都市構造の実現の観点から副都心への配置に努めます。

■都市交通

方針2 便利な公共交通ネットワーク形成のための交通結節点の機能強化

- 遠州鉄道浜北駅と小松駅では、浜北地域南部の周辺居住地や市街地外の住民が自転車、自動車などにより副都心へ訪れやすいように、さらには、公共交通に乗り換えて都心や各拠点へ快適に移動できるように、駅前広場の配置・整備やサイクルアンドライド、パークアンドライドの導入などにより交通結節点の機能強化を図ります。
- その際、将来の新たなモビリティサービスの導入を見据え、従来の交通手段に対応した即効性のある小規模なハード整備に加えて、多様な交通手段間での乗り換えが可能な駅前広場などの整備や、商業施設、医療施設などと連携した待合環境の改善など、官民連携による効果的な取組を検討します。

方針3 安全で快適な人中心の道路ネットワークの形成

- 安全で快適な人中心の道路空間への転換や、良好な都市環境の形成のため、通過交通を副都心の外へ誘導する外周の幹線道路を配置します。
- 遠州鉄道浜北駅と小松駅を結ぶ幹線道路を中心として、徒歩により安全で快適に移動できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したゆとりある歩行空間を確保します。
- 浜北地域南部の周辺居住地などの住民が、副都心へ安全で快適にアクセスできるよう自転車ネットワークを形成します。

■みどり

方針4 副都心の付加価値の高い魅力ある公園・緑地の整備・活用

- 都市機能を集積する地区と一体となった住区で形成された歩いて暮らせる居住地では、良好な居住環境の形成のため、身近なレクリエーション空間である住区基幹公園の配置・整備とともに、働く場、健康づくりの場といった市民の多様なニーズに柔軟に対応した機能の見直しについて検討します。また、市民緑地制度などによる民有地を活用した公園・緑地の機能の補完について検討します。

方針5 良好な都市環境の形成に資するみどりの保全・創出

- みどりの拠点である美蘭中央公園と遠州鉄道浜北駅や浜北文化センターなどの交流の場をみどりを感じながら楽しめる歩行空間で一体的につなぎ、副都心全体の美しさと潤いを醸し出す空間を創出します。
- 公共空間の緑化や花と緑による演出、民有地におけるオープンスペースの確保と緑化の促進により、潤いと賑わいのある高質な歩行・滞在空間を形成をします。
- 幹線道路では、道路空間や民有空間の緑化により、良好なまち並み景観の形成やヒートアイランドなどの都市気象の緩和を図ります。
- 浜北文化センターなどの公共施設においては、市北部地域のコミュニティの場として、市民に親しまれる緑化を推進します。

■景観・歴史的風致

方針6 賑わいのある魅力的なまち並み景観の形成

- 遠州鉄道浜北駅周辺から小松駅周辺にかけては、市北部地域の顔としてふさわしい賑わいが感じられる個性ある魅力的なまち並み景観を形成します。さらに、壁面後退の誘導や無電柱化などにより、修景のための空間確保や居心地が良い歩行空間を形成します。

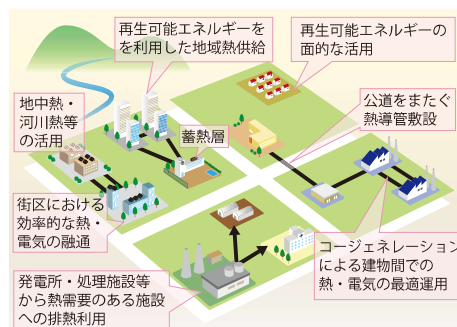
方針7 副都心の歴史や文化を継承するための街道・施設の保全

- 秋葉道とその周辺の歴史的建造物などの地域の歴史を物語る街道・施設は、地域の誇りや個性として保全し、その魅力を継承します。

■低炭素・エネルギー

方針8 スマートコミュニティの構築によるエネルギー利用の効率化

- 旧浜北区役所跡地などでは、太陽光発電などの再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションによる排熱などの未利用エネルギーの活用とともに、エネルギーマネジメントシステムなどの導入により、副都心エリアのスマートコミュニティを構築します。



■都市防災

方針9 災害に強い副都心づくりの推進

- 防火地域・準防火地域の指定により市街地の不燃化を促進します。また、広範囲に延焼のおそれがある地区では、必要に応じて幹線道路の整備と沿道の防火地域・準防火地域の指定などによる延焼遮断帯の形成により、燃え広がりにくい市街地を形成します。
- 建物倒壊や延焼火災の危険性が高い地区では、必要に応じて市街地開発事業などにより安全で快適な都市空間の整備と都市施設の充実を図り、副都心の防災性を向上させます。
- 水害に対しては、ハード・ソフトの対策を組み合わせた総合的な雨水対策を推進します。

方針10 災害時の安全性の確保

- 災害時における人命救助や支援物資の輸送、復旧・復興活動に対する輸送路の確保や市民などの迅速な避難ができるように、緊急輸送路や避難路となる幹線道路の整備を推進します。
- 発災時における都心を補完する多様な都市機能を確保するため、上下水道の耐震性を向上させるとともに、電気、通信、ガスなどについては、事業者積極的に対応の働きかけを行うことによりライフラインの強化を図ります。また、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進し、エネルギー源の確保に努めます。

■その他都市施設

方針11 副都心への都市施設の適正な配置・整備

- 教育文化施設、医療・社会福祉施設のうち、市北部地域において必要性・公益性が高い都市施設については、副都心に配置・整備が進むよう、立地適正化計画制度による誘導措置を講じるとともに、都市計画に定めることを検討します。